

答申書

令和元年 11 月

八頭町上下水道運営審議会

1. はじめに

八頭町の簡易水道料金及び下水道使用料は、平成 25 年 3 月に審議会より答申を受け、平成 26 年 4 月 1 日に料金改定を実施しています。一般的に料金の見直しは改定の有無を問わず、3~5 年毎の定期的な実施が望ましいとされています。前回の料金改定より 5 年が経過しており、将来にわたり上下水道事業を健全に運営できるよう簡易水道料金及び下水道使用料の改定について、平成 31 年 3 月 20 日に町長より諮問を受けました。

本審議会では、公平・公正な受益者負担を柱に、上下水道料金の適正化について検討と審議を重ね、次のような結論に達しました。

2. 答申事項

簡易水道料金及び下水道使用料については、健全な経営が行える料金収入の確保と、使用者に公平な負担を求めるものでなければならず、適正な料金水準及び料金体系とすることが必要です。

(1) 簡易水道料金の改定

・消費税を内税（税込）から外税（税抜）への料金設定に変更

簡易水道料金は前回の改定から 5 年が経過しており、定期的な見直しの時期となっています。簡易水道事業の料金収入は、給水人口と共に減少していくと見込まれますが、地方債の償還額の減少等により現時点の経営状況は比較的良好であると考えます。そのため現状の料金水準が妥当であると言えます。

一方で、令和元年 10 月に消費税率の引き上げが行われましたが、現在の簡易水道料金は内税（税込）で設定しているため、消費税率の引き上げ相当分について収益が減少する見込みです。よって、現状の料金水準を維持するため、消費税率引き上げ相当分の改定を速やかに行うことが必要です。別添の通り、内税（税込）から外税（税抜）への料金設定に変更することが妥当と考えます。

(2) 下水道使用料の改定

・消費税を内税（税込）から外税（税抜）への料金設定に変更

・料金体系の変更（世帯員割から使用水量による従量料金制への移行）

下水道使用料は簡易水道料金と同様に、前回の改定から 5 年が経過しており、定期的な見直しの時期となっています。公営企業の運営は独立採算制を原則としていますが、下水道事業は一般会計から多額の繰入金を受け入れることにより赤字を補填し企業運営を行っています。本町の下水処理は、公共下水道事業と農業集落排水処理事業の 2 つの事業によって行われています。サービスの提供にかかる費用は、使用料としてサービスの受益者に負担を求めるべきですが、現在は、赤字の補填部分を一般会計に頼っているのが現状です。

赤字補填の直近5年の平均額をみても、概ね毎年、公共下水道事業で47百万円、農業集落排水事業においては172百万円もの額となっています。これに対応するためには、料金水準の引き上げを検討する必要があります。また、農業集落排水処理事業についても大幅な赤字となっており、使用料の引き上げによって赤字部分を補填することは町民の負担を鑑みて現実的ではありません。そのため、2つの事業の収支状況には大きな差がありますが、本審議会では町内統一料金を前提とするため、公共下水道事業の収支を基に検討を行いました。現状の公共下水道事業の使用料収入から3割程度引き上げを行うと、赤字を補填する一般会計からの繰入金を受け入れず企業運営を行うことが可能となります。しかし、町民の負担を鑑みますと2割程度の引き上げが妥当と思われます。

現在、下水道使用料の一般家庭分については、使用水量に関わらず超過料金部分を世帯員割で算定する使用料体系としています。使用水量に基づかない使用料体系は、サービスの受益者間の負担公平性に欠けるものであり、現時点での使用料の引き上げは公平・公正な受益者負担に繋がらないため、使用水量による従量料金制に移行後、使用料の引き上げを行うことが妥当と思われます。しかし、世帯員割から従量料金制への移行にはシステム面の整備及び現状の調査等が必要であり、直ちに料金体系を変更することは困難と考えます。

そのため現時点では、令和元年10月の消費税率引き上げ相当分の料金改定を速やかに行い、システム面の整備等が完了した後に使用料の引き上げを再度検討することが妥当であると判断します。別添の通り、内税（税込）から外税（税抜）への料金設定に変更することが妥当と考えます。

3. 今後の簡易水道事業及び下水道事業の健全経営について

(1) 企業会計方式への移行

八頭町の簡易水道事業及び下水道事業は官庁会計（現金主義・単式簿記）によって運営しています。しかし、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組み、適切な原価計算に基づく料金算定を行うためには企業会計（発生主義・複式簿記）への移行が望まれます。

(2) 下水道事業における従量料金制への改定

現時点の下水道使用料体系は、世帯人員によって超過料金を算定するものとなっています。世帯人員による算定は、使用した水量に関わらず世帯人員に対し一定であるため、受益者間の公平性を欠くものです。

そのため、可及的速やかにシステム面の整備を行い、従量料金制への改定が行える体制を整える必要があると考えます。

(3) 適正な簡易水道料金及び下水道使用料の設定

本答申では、消費税率引き上げ相当分の料金改定が妥当としましたが、従量料金制への改定、企業会計方式への移行に伴う原価計算に基づく料金水準の算定等、適正な料金体系への課題は山積しています。今後も、経営環境の変化に鑑みて3～5年後を目途に簡易水道料金及び下水道使用料の見直しを検討することが望まれます。

4. おわりに

上下水道事業は、サービスの受益者が費用を負担していくのが原則ではありますが、今後は少子高齢化による人口減少が如実となり、使用料収入の増加は見込めません。事業を安定して継続していくためにも、町民の理解を得ながら、公平・公正な料金設定の検討をこれからも行っていく必要があると考えます。

また、上下水道事業は生活や経済活動に欠かすことのできないライフラインとして重要な役割を担っています。八頭町においては全域で上下水道の整備が終了し、その恩恵が受けられる状態です。しかし、整備を行ってからの年数も相応に経過しており、今後は施設更新等行い、どのように維持していくのが問題となってきます。これからも安定的に事業を継続していくためには、更なる経営基盤の強化が必要であり、今後も安心・安全なライフラインの構築と維持管理に努めてもらいたいと考えます。